

既存不適格調書（構造関係）

横浜市建築主事 様

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

建築主 住所 〇〇県〇〇市〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

調査者 住所 〇〇県〇〇市〇〇

資格 (1 級) 建築士 (大臣) 登録 第 〇〇〇〇〇〇 号

氏名 〇〇 〇〇

印

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注意事項)

- 建築物の配置図及び平面図に、既往工事の履歴が分かるように記載してください。
- 確認済証、検査済証及び台帳記載証明書等の書類の写しを添付してください。
- 検査済証の交付を受けていない場合は、既存部分の適法性を確認した現地調査結果又は当時の施工資料を添付してください。
- 既存不適格部分のわかる図面又は計算書を添付してください。無い場合は所見を記載してください。
- 既存部分の安全性を確認した資料（構造計算書、耐震診断書等）を添付してください。
- その他必要に応じて別途資料の添付をお願いする場合があります。

〇既存建築物の概要

建築場所	横浜市 〇〇 区 〇〇〇〇				
物件名	〇〇〇〇				
主要用途	共同住宅	延べ面積	1000 m ²	階数	4 階 (地下 0 階)
構造	鉄筋コンクリート造	構造形式	壁式構造 (X 方向) ラーメン構造 (Y 方向)		
耐火構造	耐火建築物	用途地域	第 1 種中高層住宅 専用地域	その他の 地域地区	
既往工事の履歴 (※欄が不足する場合は、別途資料を添付してください)	1 回目	工事着工年月日	昭和 50 年 6 月 1 日		
		確認済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日 交付)		
		検査済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (年 月 日 交付)		
		工事内容	鉄筋コンクリート造の共同住宅 (900 m ²) の新築		
	2 回目	工事着工年月日	昭和 54 年 6 月 1 日		
		確認済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日 交付)		
		検査済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日 交付)		
		工事種別) 工事内容)	□新築 ■増築 □改築 □用途変更 □修繕・模様替 □除却 鉄筋コンクリート造の集会室 (100 m ²) の増築 (Exp. J)		
	3 回目	工事着工年月日	年 月 日		
		確認済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (年 月 日 交付)		
		検査済証	第 〇〇〇〇〇〇 号 (年 月 日 交付)		
		工事種別) 工事内容)	□新築 □増築 □改築 □用途変更 □修繕・模様替 □除却		
設計図書等の有無	■意匠図 ■構造図 ■構造計算書 □地盤調査資料 □確認申請書 □その他 ()				

床面積を記入してください

複数棟ある場合は、どの棟に対してか
わかるように記載してください

〇基準時以前の建築基準関係規定の適合

確認方法	■検査済証又は台帳記載証明書 (集会室について)) ■現地調査 (共同住宅について)) 内容) ■部材断面・寸法等の計測 ■コンクリート強度調査 ■鉄筋探査 □溶接部の検査 (□外観検査 □超音波探傷試験) ■その他 (コンクリートの中酸化深さ試験)) □施工資料 (当時) 内容) □施工写真 □各種試験結果 ()) □その他 ())
------	--

○構造耐力規定の緩和

基準時	昭和56年6月1日		
既存不適格条項	建築基準法 第20条 第1項 第3号		
	建築基準法施行令 第81条 第3項 第 号		
	年 月 日	省告示 第 号	
既存不適格の内容	旧耐震基準で設計されている		
既存不適格の部分	構造計算の方法		
増築等に係る部分の床面積	400 m ² (A)	基準時以降に増築等を行った部分の面積	0 m ² (B)
基準時における延べ面積	1000 m ² (C) 基準時における面積なので、 900 (共同住宅) + 100 (集会室) = 1000m²		
適用する緩和	<input type="checkbox"/> 令第137条の2 第一号イ又はロ (基準時の延べ面積の1/2 超え⇒A + B > C/2)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 令第137条の2 第二号 (基準時の延べ面積の1/2 以下⇒A + B ≤ C/2)		
	<input type="checkbox"/> 令第137条の2 第三号 (基準時の延べ面積の1/20 以下かつ50 m ² 以下⇒A + B ≤ C/20、50 m ²)		
	<input type="checkbox"/> 令第137条の12 (大規模の修繕または大規模の模様替)		
既存部分の検討項目	① 令第137条の2 第一号イ (構造上一体とした場合) <input type="checkbox"/> 建築物全体で、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する <input type="checkbox"/> 耐久性等関係規定に適合している <input type="checkbox"/> 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している <input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の規定 (昭46建告第109号) 及び特定天井の規定 (平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置) に適合している (法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く)		
	いずれか	② 令第137条の2 第一号ロ (構造上 Exp. j 等で分離した場合) <input type="checkbox"/> (i) 令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する <input type="checkbox"/> (ii) 地震に対して、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する (法第20条第1項第一号建築物を除く) <input type="checkbox"/> (iii) 耐震診断基準 (新耐震基準を含む) に適合している <input type="checkbox"/> 地震以外の荷重・外力に対して構造計算 (令第82条第一号から第三号まで) により安全性を確認する ((i) の場合を除く) <input type="checkbox"/> 耐久性等関係規定に適合している <input type="checkbox"/> 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している <input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の規定 (昭46建告第109号) 及び特定天井の規定 (平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置) に適合している (法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く)	
		③ 令第137条の2 第二号 (構造上一体とした場合) (1) 又は(2)のいずれかに適合するものであること (1) い <input type="checkbox"/> (i) 建築物全体で、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する ずれ <input type="checkbox"/> (ii) 耐震診断基準 (新耐震基準を含む) に適合している (建築物の架構を構成する部材に追加及び変更 (当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く) がない場合に限る) か <input type="checkbox"/> 地震以外の荷重・外力に対して令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する ((i) の場合を除く) <input type="checkbox"/> 耐久性等関係規定に適合している <input type="checkbox"/> 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している <input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の規定 (昭46建告第109号) 及び特定天井の規定 (平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置) に適合している (法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く) (2) <input type="checkbox"/> ① 令第137条の2 第一号イ (構造上一体とした場合) に定める基準に適合している	

	<p>④ 令第137条の2第二号（構造上 Exp. j 等で分離した場合）</p> <p>(1) 又は(2)のいずれかに適合するものであること</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 既存部分が法第20条第1項第一号建築物の場合</p> <p>い ず れ か { <input type="checkbox"/> 令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する <input type="checkbox"/> 耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合し、地震以外の荷重・外力に対して構造計算（令第82条第一号から第三号まで）により安全性を確認する</p> <p>■ 既存部分が法第20条第1項第二号から第四号の建築物の場合</p> <p>い ず れ か { <input type="checkbox"/> 地震に対して、令第3章第8節規定に規定する構造計算により安全性を確認する <input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合している</p> <p>■ 地震以外の荷重・外力に対して構造計算（令第3章第8節又は令第82条第一号から第三号まで）により安全性を確認する</p> <p>■ 耐久性等関係規定に適合している</p> <p>■ 建築設備の規定（平17国交告第566号第1第一号）に適合している</p> <p>■ 屋根ふき材等の規定（昭46建告第109号）及び特定天井の規定（平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く）</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> ②令第137条の2第一号ロ（構造上 Exp. j 等で分離した場合）に定める基準に適合している</p> <p>⑤ 令第137条の2第三号</p> <p>(1) 又は(2)のいずれかに適合するものであること</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 既存部分の危険性が增大しない接続方法（Exp. j 等） <input type="checkbox"/> 建築物全体で、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する <input type="checkbox"/> 部分的な構造検討</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> ①令第137条の2第一号イ（構造上一体とした場合）もしくは③令第137条の2第二号（構造上一体とした場合）に定める基準に適合している</p> <p>⑥ 令第137条の12</p> <p><input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない</p>
<p>○総合所見</p>	<p>現地調査の結果、既存部分（共同住宅）が図面通り施工されていることを確認した。既存部分（共同住宅）について、耐震診断を行った結果、耐震診断基準を満たしていないため、基準を満たすよう耐震補強を行った。</p>